

事業所の方は 断熱化改修工事・高効率給湯器の補助も！

以下の要件などを満たす事業所の方は、**断熱化改修工事・高効率給湯器設置**に関する補助が受けられます。

対象事業所 LED照明設置の補助対象事業所と同様 ※詳しくは、中ページをご覧ください。
※集合住宅の管理組合は除く

申請時点において、継続して市内で事業を営んでいることの判断基準

LED照明設置の補助対象事業所と同様 ※詳しくは、中ページをご覧ください。

支給要件

- ・市内の既存の事務所で対象要件を満たす断熱化改修工事や高効率給湯器の設置を行ったこと。
- ・対象の工事に係る自己負担額が5万円を下回らないこと。
- ・LED照明設備の支給要件と同様の要件を満たすこと。
- ・同一年度内の申請は断熱化改修工事、高効率給湯器それぞれ、1事業所当たり1回まで。

対象品目	対象要件（すべてに該当すること）
断熱化改修工事	1. 国（または都）の補助金（※1）を利用して断熱化改修工事を行ったこと 2. 国（または都）の補助に関する交付決定額が分かる書類の交付決定日が令和7年4月1日以降であること 3. 断熱化改修工事であること（高断熱浴槽は対象外） ※1 国・都の補助金については、以下をご参照ください。 住宅省エネキャンペーン2026（国） ナビダイヤル 0570-081-789 IP電話等 03-6629-1646 ※9:00～17:00（土・日・祝含む） Webサイト https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/ QRコード クール・ネット東京（都） 総合相談窓口 03-5990-5236 ※平日 9:00～17:00 Webサイト https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ QRコード

補助額 断熱化改修工事、高効率給湯器それぞれ5万円補助

申込み（申請） LED照明設置の補助対象事業所と同様 ※詳しくは、中ページをご覧ください。

申請受付期間 令和8年8月3日（月）～令和8年11月27日（金）

申し込みから
補助金の
交付まで

【工事・設置後に申請】

- ①対象工事を実施
国・都の補助金交付決定通知を受け取る（断熱化改修工事のみ）
国・都の補助金利用を証明できる書類を用意する（高効率給湯器設置のみ）
- ②申込関連書類を添付して中小企業等ゼロカーボン推進補助事務局宛に申込（郵送）
- ③申込関係書類、交付申請書、国・都の補助金交付決定通知書（断熱化改修のみ）等の書類に不備がなければ補助金交付

中小規模事業者・個人事業主の方、集合住宅管理組合の方 LED化はお済みですか？

調布市内事業者・集合住宅管理組合の方は、おトクな補助金が受けられます。



主催：調布市商工会

共催：調布市

LED補助対象

以下に当てはまる調布市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者・個人事業主が対象です。（大企業が実質的に経営している場合は除く）

1 事業所

中小企業基本法の 中小企業者又は個人事業主	業種 (中小企業基本法 分類)	次のいずれかを満たすこと	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員
	製造業、建築業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5,000万円以下	
	小売業		50人以下
	会社以外の法人※	———	300人以下

※特定非営利活動推進法第2条第2項目に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する一般社団法人等、法人税法別表第2に規定する公益法人等のうち、医療法人、公益財団法人、公益社団法人及び社会福祉法人（調布市の監理団体は除く）

集合住宅の管理組合 調布市内にある集合住宅の管理組合の方が対象

2 事業所 申請時点において、継続して市内で事業を営んでいることの判断基準。

	市外に法人登記（住民登録）をしていて 市内に事業所を有して事業を行っている	市内に法人登記（住民登録）をしていて 市外の事業所で事業を行っている
法人	○	×
個人	○	×

集合住宅の管理組合 調布市内にある集合住宅の管理組合の方が対象

支給要件 次のすべての要件を満たす事業者や集合住宅の管理組合が対象となります。

事業所		自分又は知り合いの業者	中小企業等ゼロカーボン推進補助事業事務局※ を通じて派遣された業者
集合住宅の管理組合	施工	×	○
	省エネ診断	×	○

※東京都電気工事工業組合調布地区本部内

事業所

- ◎上記の他に「様式第1号」並びに「法人住民税（直近）」・「住民税（直近）」の納付がわかるもの（領収書、納税証明書のコピー）等を提出すること。
- ※法人住民税・住民税を滞納していないこと。
- ◎国や都等の同様の補助金を交付されていないこと。

集合住宅の管理組合

- ①決議書や議事録等でLED改修の議決の確認ができる
 - ②共用部分の範囲、決議書や議事録で理事長の選任方法が確認できる
 - ③現在の理事長が選任されたことがわかる決議書や議事録等の必要書類の提出が可能な組合
- ※集合住宅の共用部分の範囲のLED化が対象

補助対象事業

LED照明設備の新設	LED照明設備の増設（配線工事含む）	※LED照明電球からLED照明電球の購入並びに交換は対象外。 ※特注品やデザイン性の高いものは対象外。
○	○	

申込み（申請）

申込み先：中小企業等ゼロカーボン推進補助事業事務局（東京都電気工事工業組合調布地区本部内）※郵送のみ
必要書類：所定の申請書（商工会ホームページからもダウンロードできます）
申請期間：令和8年7月21日（火）～令和8年11月27日（金）
工事完了期限：令和8年8月3日（月）～令和9年2月26日（金）
補助金請求書提出期限：令和9年3月5日（金）まで

※申請書等は必ず郵送でお送りください。（〒182-0026 調布市小島町1-2-1）

※予算が無くなり次第終了となります。

※LED改修工事については、商品入荷の見込みが立たない場合は終了となります。

申請書のダウンロードは
こちらから



申込みから補助金の交付まで （LED補助の場合）

1 申込書（様式第1号）に必要事項を記入します。
商工会ホームページからもダウンロード
できます。



2 申込書（様式第1号）と必要書類を
中小企業等ゼロカーボン推進補助事業事務局
（東京都電気工事工業組合調布地区本部内）
に郵送で申請します。



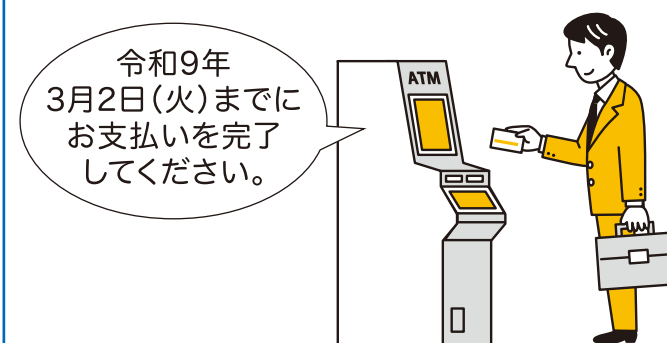
3 中小企業等ゼロカーボン推進補助事業事務局
（東京都電気工事工業組合調布地区本部内）
より派遣された業者（組合員）が省エネ診断
を行い、お見積します。



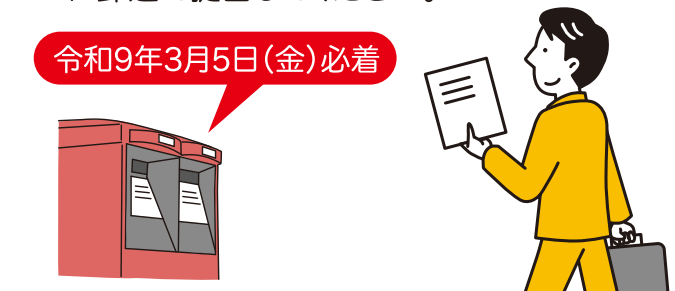
4 取り付け工事完了後、工事関係の請求書を
発行します。



5 工事関係の請求書が届いたら速やかに
銀行振り込みでお支払いください。



6 補助金の請求書と振り込みが確認できる書類を
中小企業等ゼロカーボン推進補助事業事務局
（東京都電気工事工業組合調布地区本部内）
に郵送で提出してください。



7 提出書類を確認後、補助金をお振込します。



お問い合わせは、お気軽にご連絡ください。

中小企業等ゼロカーボン推進補助事業事務局
（東京都電気工事工業組合調布地区本部内）

〒182-0026 調布市小島町1-2-1

☎ 042-452-8230

受付時間 AM10:00～PM4:00
（土・日・祝日、8月10日～8月14日、年末年始 除く）